

## 竹富町準景観地区条例施行規則

令和4年10月28日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、竹富町準景観地区条例（令和 年条例第 号。以下「条例」という。）、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び条例において使用する用語の例による。

(建築物の形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定)

第3条 条例第4条第1項ただし書の規則で定める他の法令の規定は、次に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定で建築物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第4項及び第17条第1項
- (2) 航空法（昭和27年法律第231号）第39条第1項第1号、第51条第1項、第2項（同法第55条の2第3項において準用する場合を含む。）及び第3項並びに第51条の2第1項及び第2項
- (3) 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第5条（同法第11条において準用する場合を含む。）

(建築物の計画認定の申請等)

第4条 条例第5条第1項の規定による計画の認定（変更）を受けようとする者は、準景観地区内における建築物の計画認定（変更）申請書（第1号様式）に次に掲げる図書を添付して、町長に提出するものとする。ただし、町長は、

図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

- (1) 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における工作物の位置を明示したものに限る。）で縮尺が2,500分の1以上のもの
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面（申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地が接する道路の位置を明示したものに限る。）で縮尺が100分の1以上のもの
- (4) 建築物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺が50分の1以上のもの
- (5) 縮尺が50,000分の1以上の位置図
- (6) 縮尺が100分の1以上の平面図
- (7) 着色した完成予想図
- (8) その他町長が必要と認める図書

2 条例第5条第1項の規定による変更に係る認定を受けようとする者は、準景観地区内における建築物の計画の認定（変更）申請書（第1号様式）に前項各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて、町長に提出するものとする。

（建築物の計画認定証）

第5条 条例第5条第2項に規定する認定証は、準景観地区内における建築物の計画認定証（第2号様式）によるものとする。

（建築物の形態意匠の制限に適合しない旨の通知書等）

第6条 条例第5条第3項に規定する通知書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書とする。

- (1) 条例第4条第1項に規定する形態意匠の制限に適合しないものと認めるとき 準景観地区内における建築物の形態意匠非適合通知書（第3号様式）
- (2) 条例第4条第1項に規定する形態意匠の制限に適合するかどうか決定をすることができない正当な理由があるとき 準景観地区内における建築物

の形態意匠認定不能通知書（第4号様式）

（事前協議）

第7条 条例第7条第1項の規定による協議は、準景観地区内における行為の事前協議書（第5号様式）を町長に提出することにより行うものとする。

2 前項の協議書に添付する図書は、第4条第1項の規定を準用する。ただし、町長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（完了等の届出）

第8条 条例第8条の規定による届出は、準景観地区内における行為完了（中止）届出書（第6号様式）に完了又は中止後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

（命令）

第9条 条例第10条第1項の規定による命令は、命令書（第7号様式）により行うものとする。

（国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続）

第10条 条例第12条第2項の規定による通知は、準景観地区内における建築物の計画通知書（第8号様式）の正本及び副本を町長に提出することにより行うものとする。

2 前項の通知書に添付する図書は、第4条第1項の規定を準用する。ただし、町長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

3 条例第12条第3項の規則で定める認定証は、準景観地区内における建築物の計画認定証（第2号様式）に第1項の副本及び前項に掲げる図書を添付したものとする。

4 条例第12条第3項の規則で定める通知書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書とする。

(1) 条例第4条第1項の規定に適合しないものと認めるとき 準景観地区内

における建築物の形態意匠非適合通知書（第3号様式）

- (2) 条例第4条第1項の規定に適合するかどうか決定をすることができない  
正当な理由があるとき準景観地区内における建築物の形態意匠認定不能通知書（第4号様式）

（工事現場における認定の表示の方法）

第11条 条例第13条第1項の規定による表示は、準景観地区内における建築物の計画認定済証（第9号様式）によるものとする。

（身分証明書）

第12条 条例第14条第3項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第10号様式）によるものとする。

（適用の除外）

第13条 条例第15条第1項第6号の規則で定める建築物は、仮設の建築物とする。

（工作物の形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定）

第14条 条例第16条第1項ただし書の規則で定める他の法令の規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

- (1) 軌道法（大正10年法律第76号）第14条
- (2) 消防法第10条第4項及び第17条第1項
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第11条第2項及び第12条第3項
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第68条第5項（同法第75条第3項において準用する場合を含む。）
- (5) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第46条第1項
- (6) 航空法第39条第1項第1号、第51条第1項、第2項（同法第55条の2第3項において準用する場合を含む。）及び第3項並びに第51条の2第1項及び第2項
- (7) 有線電気通信法第5条（同法第11条において準用する場合を含む。）

- (8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第7条第1項、第16条の2第1項及び第37条
- (9) 道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項及び第3項
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第4項及び第5項、第6条第5項並びに第114条の7  
(工作物の計画認定の申請等)

第15条 条例第17条第1項の規定による計画の認定を受けようとする者は、準景観地区内における工作物の計画認定申請書（第11号様式）に次に掲げる図書を添付して、町長に提出するものとする。ただし、町長は、図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

- (1) 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における工作物の位置を明示したものに限り。）で縮尺が2,500分の1以上のもの
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における工作物の位置を表示する図面（申請に係る工作物と他の工作物との別、土地の高低及び敷地が接する道路の位置を明示したものに限り。）で縮尺が100分の1以上のもの
- (4) 工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺が50分の1以上のもの
- (5) 縮尺が50,000分の1以上の位置図
- (6) 縮尺が100分の1以上の平面図
- (7) 着色した完成予想図
- (8) その他町長が必要と認める図書

2 条例第17条第1項の規定による変更に係る認定を受けようとする者は、準景観地区内における工作物の変更計画認定申請書（第12号様式）に前項各号に掲げる図書（変更に係るものに限り。）を添えて、町長に提出するものとする。

(工作物の計画認定証)

第16条 条例第17条第2項に規定する認定証は、準景観地区内における工作物の計画認定証（第13号様式）によるものとする。

（工作物の形態意匠の制限に適合しない旨の通知書等）

第17条 条例第17条第3項に規定する通知書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 条例第16条第1項の規定に適合しないものと認めたとき 準景観地区内における工作物の形態意匠非適合通知書（第14号様式）

(2) 条例第16条第1項の規定に適合するかどうか決定をすることができない正当な理由があるとき 準景観地区内における工作物の形態意匠認定不能通知書（第15号様式）

（事前協議）

第18条 条例第18条の規定による協議は、準景観地区内における行為の事前協議書（第5号様式）を町長に提出することにより行うものとする。

2 前項の協議書に添付する図書は、第15条第1項の規定を準用する。ただし、町長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（完了等の届出）

第19条 条例第19条の規定による届出は、準景観地区内における行為完了（中止）届出書（第6号様式）に完了又は中止後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

（命令）

第20条 条例第21条第1項の規定による命令は、命令書（第7号様式）により行うものとする。

（国又は地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続）

第21条 条例第23条第2項の規定による通知は、準景観地区内における工作物の計画通知書（第16号様式）の正本及び副本を町長に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の通知書に添付する図書は、第15条第1項の規定を準用する。ただし、町長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 3 条例第23条第3項の規則で定める認定証は、準景観地区内における工作物の計画認定証（第13号様式）に第1項の副本及び前項に掲げる図書を添付したものである。
- 4 条例第23条第3項の規則で定める通知書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書とする。
  - (1) 条例第16条第1項の規定に適合しないものと認めるとき 準景観地区内における工作物の形態意匠非適合通知書（第14号様式）
  - (2) 条例第16条第1項の規定に適合するかどうか決定をすることができない正当な理由があるとき 準景観地区内における工作物の形態意匠認定不能通知書（第15号様式）  
(工事現場における認定の表示の方法)

第22条 条例第24条第1項の規定による表示は、準景観地区内における工作物の建設等認定済証（第17号様式）によるものとする。

(身分証明書)

第23条 条例第25条第3項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第10号様式）によるものとする。

(適用の除外)

第24条 条例第26条第1項第6号の規則で定める工作物は、仮設の工作物とする。

(開発行為等の計画許可の申請等)

第25条 条例第28条第1項の規則で定める申請書は、準景観地区内における開発行為等の計画許可申請書（第18号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び準景観地区内における開発行為等の計画概要書（第19号様式）を添付したものである。ただし、開発行為等の規模が大きいため、次に掲げ

る縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該開発行為等の規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 当該開発行為等を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該開発行為等を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (4) 特定照明にあっては、建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示したもの）で縮尺50分の1以上のもの
- (5) その他参考となるべき事項を記載した図書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、町長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（開発行為等の計画許可証）

第26条 条例第28条第2項の規則で定める許可証は、準景観地区内における開発行為等の計画許可証（第20号様式）に前条第1項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付したものとす。

（開発行為等の制限に適合しない旨の通知書等）

第27条 条例第28条第3項の規則で定める通知書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書とする。

- (1) 条例第27条第2項の規定に適合しないものと認めるとき 準景観地区内における開発行為等の基準非適合通知書（第21号様式）
- (2) 条例第27条第2項の規定に適合するかどうか決定をすることができない正当な理由があるとき 準景観地区内における開発行為等の基準許可不能通知書（第22号様式）

（事前協議）



第28条 条例第29条の規定による協議は、準景観地区内における行為の事前協議書（第5号様式）を町長に提出することにより行うものとする。

2 前項の協議書に添付する図書は、第25条第1項の規定を準用する。ただし、町長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（完了等の届出）

第29条 条例第30条の規定による届出は、準景観地区内における行為完了（中止）届出書（第23号様式）に完了又は中止後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

（命令）

第30条 条例第32条第1項の規定による命令は、命令書（第7号様式）により行うものとする。

（国の機関等が行う開発行為等に対する協議の手続）

第31条 条例第33条第2項の規定による協議は、準景観地区内における開発行為等の計画協議書（第24号様式）を町長に提出することにより行うものとする。

2 前項の協議書に添付する図書は、第25条第1項の規定を準用する。ただし、町長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（工事現場における許可の表示の方法）

第32条 条例第34条第1項の規定による表示は、準景観地区内における開発行為等の計画許可済証（第25号様式）によるものとする。

（身分証明書）

第33条 条例第35条第3項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第10号様式）によるものとする。

（雑則）

第34条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、

町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

準景観地区内における建築物の計画認定（変更）申請書

竹富町長 殿

住所  
申請者 氏名  
連絡先 印

竹富町準景観地区条例第5条第1項の規定により、下記のとおり計画の認定を申請します。

記

1 建築等工事主等の概要

(1) 建築等工事主

イ 氏名のフリガナ

ロ 氏名

ハ 郵便番号

ニ 住所

ホ 電話番号

(2) 設計者

イ 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

ロ 氏名

ハ 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

ニ 郵便番号

ホ 所在地

へ 電話番号

(3) 工事監理者

イ 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

ロ 氏名

ハ 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

ニ 郵便番号

ホ 所在地

へ 電話番号

(4) 工事施工者

イ 氏名

ロ 営業所名 建設業の許可 ( ) 第 号

ハ 郵便番号

ニ 所在地

ホ 電話番号

## 2 計画の内容

- (1) 建築物の建築等の場所 竹富町
- (2) 建築物の建築等の種別
- (3) 建築物の概要
- (4) 建築物の形態意匠の内容
- (5) 着手予定日 年 月 日
- (6) 完了予定日 年 月 日
- (7) その他必要な事項
- (8) 備考

### 備考

- 1 申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 4 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。
- 5 建築物の概要については、当該建築物の規模その他審査に当たり必要な観点から村が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 6 建築物の形態意匠の内容については、条例で定められた建築物の形態意匠の制限に従い村が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 7 変更申請を行う場合には、2（7）に変更の概要を記載すること。
- 8 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2（8）に記載すること。

## 建築等計画概要書

### 1 建築等工事主等の概要

#### (1) 建築等工事主

ア 氏名のフリガナ

イ 氏 名

ウ 郵便番号

エ 住 所

#### (2) 設計者

ア 資 格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

イ 氏 名

ウ 建築士事務所名 ( ) 建築事務所 ( ) 知事登録第 号

エ 郵便番号

オ 所在地

カ 電話番号

#### (3) 工事監理者

ア 資 格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

イ 氏 名

ウ 建築士事務所名 ( ) 建築事務所 ( ) 知事登録第 号

エ 郵便番号

オ 所在地

カ 電話番号

#### (4) 工事施工者

ア 氏 名

イ 営業所名 建設業の許可 ( ) 第 号

ウ 郵便番号

エ 所在地

オ 電話番号

2 計画の内容

(1) 行為の場所

ア 地名地番

イ 景観地区の地区区分

準景観地区

(2) 行為の種別（該当事項を○で囲んでください。）

新築・増築・改築・移転・外観に係る修繕・外観に係る模様替え・

外観に係る色彩の変更

(3) 建築物の概要

ア 用途

イ 高さ m

ウ 階数 地上 階 地下 階

エ 構造 造 一部 造

オ 敷地面積 m<sup>2</sup>

カ 建築面積（申請部分） m<sup>2</sup>（申請以外の部分） m<sup>2</sup>（合計） m<sup>2</sup>

キ 延べ面積（申請部分） m<sup>2</sup>（申請以外の部分） m<sup>2</sup>（合計） m<sup>2</sup>

ク 屋上に設置する建築設備の種類及び高さ

高架水槽 m その他( ) m

(4) 建築物の形態意匠の内容（仕上材は表面仕上の材料を、色彩はマンセル表色系で記載してください。）

ア 屋根 仕上げ材： 色彩：

イ 外壁 仕上げ材： 色彩：

(5) 行為の着手予定日 年 月 日

(6) 行為の完了予定日 年 月 日

(7) その他必要な事項

(8) 備考

### 3 計画の内容を示す図面

---

(1) 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

---

(2) 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面

---

---

(3) 建築物の彩色が施された2面以上の立面図

---

備考

- 1 1及び2は、「準景観地区内における建築物の計画の認定申請書」の写しに変えることが出来る。この場合には、その写しの最上段に「建築等計画概要書」と明示すること。
- 2 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。この場合には、村が届出のあった旨を明示した上で記入する。
- 3 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示すること。
- 4 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示すること。
- 5 建築物の彩色が施された2面以上の立面図には、縮尺を明示すること。



第2号様式（第5条、第10条関係）

第 号  
年 月 日

殿

竹富町長 印

### 準景観地区内における建築物の計画認定証

下記のとおりに申請のあった計画について、竹富町準景観地区条例 第5条第2項  
第12条第3項 の規定により認定します。

申請年月日	年 月 日
建築物の 建築等の場所	竹富町
計画の概要	
備考	

第3号様式（第6条、第10条関係）

第 号  
年 月 日

殿

竹富町長 印

### 準景観地区内における建築物の形態意匠非適合通知書

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により竹富町準景観地区条例第4条第1項に定められた建築物の形態意匠の制限に適合しないものと認めましたので、同条例第5条第3項及び第12条第3項の規定により通知します。

(理由)

(備考)

第4号様式（第6条、第10条関係）

第 号  
年 月 日

殿

竹富町長 印

### 準景観地区内における建築物の形態意匠認定不能通知書

1 申請年月日 年 月 日

2 建築物の建築等の場所 竹富町

上記のとおり申請のあった計画は、下記の理由により、竹富町準景観地区条例第5条第2  
第5条第3項  
項に規定する期限内に認定できないので、同条例 第12条第3項 の規定により、下記のと  
おり通知します。

(理由)

(備考)

年 月 日

準景観地区内における行為の事前協議書

竹富町長 殿

申請者 住所  
氏名  
連絡先 印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

準景観地区内における計画について、竹富町準景観地区条例  
より、次のとおり協議したいので申請します。 第7条第1項  
第18条 の規定に  
第29条

他法令による 地区指定等の 状況 ※1	用途地域： (その他： )			
行為の場所	竹富町			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類 ※2	<input type="checkbox"/>	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・ 外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/>	工作物	新築・増築・改築・移転・外観の修繕・外観の模様替・ 外観の色彩の変更	
	<input type="checkbox"/>	都市計画法第4条第12項に規定 する開発行為	<input type="checkbox"/>	屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他物件の堆積
	<input type="checkbox"/>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の 採掘その他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/>	木竹の伐採
景観形成のため に配慮した 事項	(竹富町景観計画に基づき、地域の景観への調和や配慮した内容について、具体的に記入してください。)			
申請内容の 照会先 ※3	住所 事業所名 連絡先 (担当者名 )			
竹富町受付 (竹富町記入欄)				

(その2)

		計 画 の 内 容			
		計 画 の 種 類 ・ 設 計 又 は 施 工 方 法	用 途		
敷地面積	m <sup>2</sup>		建築面積 ※4	m <sup>2</sup>	
延べ面積	m <sup>2</sup>		高 さ ※4・※5	m (最高 m)	
構 造 ※6			階 数 ※6	地上 階/ 地下 階	
屋根の形状 ※7			屋根仕上 材 ※7		
外壁の基本色 ※8	色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( )				
アクセント色 ※8	色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( ) 各面の面積 東面 ( %) 西面 ( %) 南面 ( %) 北面 ( %)				
屋根の色 ※8	色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( )				
建築設備	<input type="checkbox"/> 高架水槽 遮へい[ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他( ) ] <input type="checkbox"/> その他 遮へい[ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他( ) ]				
緑地の割合 ※9	%				
中高木等の 有無	有 ・ 無		駐車場の 緑化	有 ・ 無	
模様替等の 面積 ※10	m <sup>2</sup>				
工 作 物	用 途				
	構 造	造	築造面積	m <sup>2</sup>	
	高 さ ※11	m	仕上材		
	外観の基本色	色相 ( ) / 明度 ( ) / 彩度 ( )			
	模様替等の 面積	m <sup>2</sup>			

計 画 の 内 容					
計 画 の 種 類 ・ 設 計 又 は 施 工 方 法	都市計画法 第4条第12 項に規定す る開発行為	開発区域の 面積	m <sup>2</sup>		
		行為の目的	□住宅(区画)(最小区画面積 m <sup>2</sup> ) □その他( )		
		樹木の保全	□有 □無		
		緑地の割合	%		
	土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の採掘 その他の土 地の形質の 変更	目 的	土 地 の 面 積	のり面又は擁壁の長さ	
			m <sup>2</sup>	m	
			緑 地 の 割 合	のり面又は擁壁の長さ	
			%	m	
	屋外における 土石、廃棄物、 再生資源 その他物件の 堆積	物件の種類	高 さ	土 地 の 面 積	
			m	m <sup>2</sup>	
木竹の伐採	目 的	伐 採 面 積	主 な 樹 種		
		m <sup>2</sup>	本		

## 備考

- ※1 他法令による地区指定等の状況欄には、農地法、自然公園区域など他の法令に基づき指定された地域・地区の名称を記入してください。
- ※2 行為の種類欄は、□に✓印をつけて建築物、工作物にあっては該当する行為を○で囲んでください。
- ※3 申請内容の照会先欄には、申請者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。(申請者の代理人、行為の直接の担当者等)
- ※4 建築物の面積及び高さ等の欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入してください。
- ※5 建築物の高さの欄の括弧書には、塔屋又は高架水槽を含む建物の上端までの高さを記入してください。
- ※6 構造、階数欄には、鉄骨、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。(例：RC造、地上6階地下1階)
- ※7 屋根の形状、仕上欄には、寄棟、陸屋根等の別を記入してください。(例：寄棟、赤瓦)
- ※8 建築物等の外壁、屋根の色彩については、マンセル値を記入してください。アクセント色とは、外壁の一部にアクセントとして用いる色です。
- ※9 緑地の割合欄には、敷地内の緑地の敷地面積に対する割合を記入してください。
- ※10 模様替等の面積欄には、外観の模様替又は色彩の変更に係る面積を記入してください。
- ※11 工作物の高さの欄には、建築基準法(昭和25年法律第201号)に準じて算出したものを記入してください。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあっては、建築物が接する地盤面から工作物の上端までの高さを記入してください。
- ※12 この申請書には、行為の種類に応じて、施行規則別表第1に掲げる図書(行為の変更の申請にあっては、当該変更に係るもの)を添付してください。



第7号様式（第9条・第20条・第30条関係）

第 年 月 日 号

殿

竹富町長 印

### 命 令 書

年 月 日付けで届出された行為については、  
申請 景観計画 景観条例 に定める当該行為  
についての制限に適合していないので、  
景観法第17条第1項・第5項  
竹富町景観条例第18条  
竹富町準景観地区条例第10条第1項・第21条第1項・第32条第1項  
の規定に基づき、次のとおり必要な措置を取られるよう命じます。

行為の場所	竹富町	
	区域の別	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 (集落景観保全地区、島の玄関景観形成地区、自然景観保全地区、農地景観形成地区、リゾート景観創造地区、イノー(礁池)地区) <input type="checkbox"/> 準景観地区
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積 <input type="checkbox"/> 特定照明	目的
命令の内容		



準景観地区内における建築物の計画通知書

竹富町長 殿

住所  
通知者 氏名 印  
連絡先

竹富町準景観地区条例第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 建築等工事主等の概要

(1) 建築等工事主

イ 氏名のフリガナ \_\_\_\_\_  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ニ 住所 \_\_\_\_\_  
ホ 電話番号 \_\_\_\_\_

(2) 設計者

イ 資格 ( \_\_\_\_\_ ) 建築士 ( \_\_\_\_\_ ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 建築士事務所名 ( \_\_\_\_\_ ) 建築士事務所 ( \_\_\_\_\_ ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ニ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ホ 所在地 \_\_\_\_\_  
へ 電話番号 \_\_\_\_\_

(3) 工事監理者

イ 資格 ( \_\_\_\_\_ ) 建築士 ( \_\_\_\_\_ ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 建築士事務所名 ( \_\_\_\_\_ ) 建築士事務所 ( \_\_\_\_\_ ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ニ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ホ 所在地 \_\_\_\_\_  
へ 電話番号 \_\_\_\_\_

(4) 工事施工者

イ 氏名 \_\_\_\_\_  
ロ 営業所名 \_\_\_\_\_ 建設業の許可 ( \_\_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_  
ハ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ニ 所在地 \_\_\_\_\_  
ホ 電話番号 \_\_\_\_\_

2 計画の内容

(1) 建築物の建築等の場所

イ 地名地番 \_\_\_\_\_ 竹富町 \_\_\_\_\_  
ロ 重点区域の区分  景観重点区域 I  景観重点区域 II \_\_\_\_\_

(2) 建築物の建築等の種別

新築  増築  改築  移転  外観を変更する修繕  外観を変更する模様替  色彩の変更

(3) 建築物の概要

イ 用途 \_\_\_\_\_  
ロ 構造 \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_ 一部 \_\_\_\_\_ 造 \_\_\_\_\_  
ハ 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> \_\_\_\_\_  
ニ 建築面積【申請部分】 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 【申請以外の部分】 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 【合計】 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> \_\_\_\_\_  
ホ 延べ面積【申請部分】 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 【申請以外の部分】 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 【合計】 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> \_\_\_\_\_  
へ 最高の高さ【申請に係る建築物】 \_\_\_\_\_ m 【他の建築物】 \_\_\_\_\_ m \_\_\_\_\_  
ト 建築物の屋上部分  無  有:種類 \_\_\_\_\_ / 屋上からの高さ \_\_\_\_\_ m \_\_\_\_\_  
チ 階数【申請に係る建築物】 地上 \_\_\_\_\_ 階 \_\_\_\_\_ 【他の建築物】 地上 \_\_\_\_\_ 階 \_\_\_\_\_

(4) 建築物の形態意匠の内容

イ 屋根 【形状・勾配】 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 【仕上 (材料・方法)】 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 【色彩 (マンセル値)】 \_\_\_\_\_  
ロ 外壁 【仕上 (材料・方法)】 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 【色彩 (マンセル値)】 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 【従属色】 割合 \_\_\_\_\_ % / マンセル値 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 【アクセント色】 割合 \_\_\_\_\_ % / マンセル値 \_\_\_\_\_  
ハ 景観に配慮した内容 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 【位置配置】 \_\_\_\_\_



様式第9号（第11条関係）

準景観地区内における建築物の計画認定済証	
認定年月日番号	年 月 日 第 号
認定証交付者	
建築等工事主氏名	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
認定に係るその他の事項	

35cm 以上

25cm 以上

第 10 号様式（第 12 条、第 23 条、第 33 条関係）

(表)  
8.5 センチメートル

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">(景観法第17条第 8 項及び第23条第 3 項の規定による)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">写  真</td><td style="padding-left: 10px;">氏 名： 生年月日： 所 属：  年 月 日発行 竹富町長 印</td></tr></table>	写  真	氏 名： 生年月日： 所 属：  年 月 日発行 竹富町長 印	5.3 セ ン チ メ ー ト ル
写  真	氏 名： 生年月日： 所 属：  年 月 日発行 竹富町長 印		

(裏)

<p>この者は、景観法（平成16年法律第110号）第 17条第 8 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び同条第 7 項の規定により立入検査又は立入調査をすることができる者、同法第23条第 3 項の規定により原状回復等を行おうとする者であることを証明する。</p>
---

準景観地区内における工作物の計画認定申請書

竹富町長 殿

住 所  
申請者 氏 名 印  
連絡先

竹富町準景観地区条例第 17 条第 1 項の規定により、準景観地区内における工作物の計画の認定を申請します。

工事主	住 所	
	氏 名	電話( ) —
設計者	住 所	
	氏 名	( )級建築士( )登録第 号
	事務所名	( )級建築士事務所 登録第 号 電話( ) —
工事監理者	住 所	
	氏 名	( )級建築士( )登録第 号
	事務所名	( )級建築士事務所 登録第 号 電話( ) —
工事施工者	住 所	
	氏 名	建築業者登録第 号 電話( ) —
行為の場所	竹富町	

行為の期間	着手 予定日	年 月 日	完了 予定日	年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 工作物	種類及び用途 ( ) 新設・増築・改築・移転・外観の変更		
行為の内容	区分	申請部分	既存部分	合計
	高さ及び築造	m	m	m
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	構造			
	色彩			
景観形成のために特に配慮した事項				
申請内容の照会先	住所(所在地) 氏名(名称及び担当者の氏名) 電話( ) —			
その他の参考事項				
※指導、助言等	受理年月日	指導等の年月日	勧告年月日	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

(記入要領)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 必要に応じて、□に✓印を付けてください。
- 3 工作物の移転の場合は、行為の場所の欄には、移転後の場所の後に括弧書で移転前の場所を記入してください。
- 4 行為の種類欄の「外観の変更」とは、工作物の増築又は改築に当たらないものを記入してください。
- 5 外観の変更の場合は、これに係る部分の面積を、高さ及び築造面積欄に記入してください。
- 6 色彩欄については、日本工業規格に従い、色相、明度及び彩度を記載するなど、色調について詳しく記入してください。
- 7 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 8 工作物の高さは、単独の工作物にあっては当該工作物の高さを、建築物と一体となって設置されるものにあつては当該工作物の上端までの高さを記入してください。
- 9 申請内容の照会先欄には、申請者の代理人、行為の直接の担当者など申請者以外の者で、照会に応答し得る者について記入してください。
- 10 その他の参考事項欄には、この申請に係る行為が他の法令により行政庁の許認可を要する行為にはその旨を記入するなど、参考となる事項を記入してください。
- 11 この申請書には、行為の種類に応じて、別表に掲げる図書のうち必要なものを添付してください。

添付図書

- (1) 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における工作物の位置を明示したものに限る。)で縮尺が2,500分の1以上のもの
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における工作物の位置を表示する図面(申請に係る工作物と他の工作物との別、土地の高低及び敷地が接する道路の位置を明示したものに限る。)で縮尺が100分の1以上のもの
- (4) 工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺が50分の1以上のもの
- (5) 縮尺が50,000分の1以上の位置図
- (6) 縮尺が100分の1以上の平面図
- (7) 着色した完成予想図



## 建築等計画概要書

### 1 建築等工事主等の概要

#### (1) 建築等工事主

ア 氏名のフリガナ

\_\_\_\_\_

イ 氏 名

\_\_\_\_\_

ウ 郵便番号

\_\_\_\_\_

エ 住 所

\_\_\_\_\_

#### (2) 設計者

ア 資 格 ( \_\_\_\_\_ ) 建築士 ( \_\_\_\_\_ ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号

イ 氏 名

\_\_\_\_\_

ウ 建築士事務所名 ( \_\_\_\_\_ ) 建築事務所 ( \_\_\_\_\_ ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号

エ 郵便番号

\_\_\_\_\_

オ 所在地

\_\_\_\_\_

カ 電話番号

\_\_\_\_\_

#### (3) 工事監理者

ア 資 格 ( \_\_\_\_\_ ) 建築士 ( \_\_\_\_\_ ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号

イ 氏 名

\_\_\_\_\_

ウ 建築士事務所名 ( \_\_\_\_\_ ) 建築事務所 ( \_\_\_\_\_ ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号

エ 郵便番号

\_\_\_\_\_

オ 所在地

\_\_\_\_\_

カ 電話番号

\_\_\_\_\_

#### (4) 工事施工者

ア 氏 名

\_\_\_\_\_

イ 営業所名 建設業の許可 ( \_\_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号

ウ 郵便番号

\_\_\_\_\_

エ 所在地

\_\_\_\_\_

オ 電話番号

\_\_\_\_\_

2 計画の内容

(1) 行為の場所

ア 地名地番 \_\_\_\_\_

イ 景観地区の地区区分 準景観地区 \_\_\_\_\_

(2) 行為の種別（該当事項を○で囲んでください。）

新築・増築・改築・移転・外観に係る修繕・外観に係る模様替え・外観に係る色彩の変更

(3) 工作物の概要

ア 種類及び用途 \_\_\_\_\_

イ 構造 造 / 一部 造 \_\_\_\_\_

ウ 最高の高さ \_\_\_\_\_

エ 長さ（幅・延長） m \_\_\_\_\_

オ 築造面積 m<sup>2</sup> \_\_\_\_\_

カ 建築面積（申請部分） m<sup>2</sup>（申請以外の部分） m<sup>2</sup>（合計） m<sup>2</sup> \_\_\_\_\_

キ 延べ面積（申請部分） m<sup>2</sup>（申請以外の部分） m<sup>2</sup>（合計） m<sup>2</sup> \_\_\_\_\_

ク 屋上に設置する建築設備の種類及び高さ

高架水槽 m その他（ ） m \_\_\_\_\_

(4) 工作物の形態意匠の内容（仕上材は表面仕上の材料を、色彩はマンセル表色系で記載してください。）

ア 表面仕上げ 仕上げ材： 色彩： \_\_\_\_\_

イ 景観に配慮した内容 位置配置 \_\_\_\_\_

高さ m \_\_\_\_\_

(5) 行為の着手予定日 年 月 日

(6) 行為の完了予定日 年 月 日

(7) その他必要な事項

(8) 備考

### 3 計画の内容を示す図面

---

(1) 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

---

(2) 当該敷地内における建築物の位置を表示する写真

---

---

---

(3) 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺1／100以上）

---

(4) 工作物の彩色が施された二面以上の立面図（縮尺1／50以上）

---

備考

- 1 1及び2は、「準景観地区内における工作物の計画の認定申請書」の写しに変えることが出来る。この場合には、その写しの最上段に「建築等計画概要書」と明示すること。
- 2 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。この場合には、村が届出のあった旨を明示した上で記入する。
- 3 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示すること。
- 4 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る工作物と他の工作物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示すること。
- 5 工作物の彩色が施された2面以上の立面図には、縮尺を明示すること。

準景観地区内における工作物の変更計画認定申請書

竹富町長 殿

住 所  
申請者 氏 名  
連絡先

竹富町準景観地区条例第 17 条第 1 項の規定により、準景観地区内における工作物の変更計画の認定を申請します。

認定番号及び 認定年月日	第 号	年 月 日
行為の場所	竹富町	
変更計画の概要	<input type="checkbox"/> 種類及び用途 <input type="checkbox"/> 高さ <input type="checkbox"/> 最上部の高さ	<input type="checkbox"/> 仕上げ材料 <input type="checkbox"/> 色彩 <input type="checkbox"/> その他
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□に✓印を記入してください。

第13号様式（第16条、第21条関係）

第 年 月 日

殿

竹富町長

印

### 準景観地区内における工作物の計画認定証

下記のとおりに申請のあった計画について、竹富町準景観地区条例 第17条第2項 第23条第3項 の規定により認定します。

申請年月日	年 月 日
工作物の 建設等の場所	竹富町
計画の概要	
備考	

第14号様式（第17条・第21条関係）

第 年 月 日 号

殿

竹富町長

印

### 準景観地区内における工作物の形態意匠非適合通知書

年 月 日付で申請があった計画は、竹富町準景観地区条例第16条第1項に規定する基準に適合しないものと認めましたので、竹富町準景観地区条例第17条第3項第23条第3項の規定により通知します。

行為の場所	竹富町
基準に適合しない理由	
備考	

第15号様式（第17条・第21条関係）

第 年 月 日  
号

殿

竹富町長

印

### 準景観地区内における工作物の形態意匠認定不能通知書

年 月 日付で申請があった計画は、竹富町準景観地区条例第16条第1  
項に規定する期限内に認定することができないので、竹富町準景観地区条例第17条第3項  
第23条第3項  
の規定により通知します。

行為の場所	竹富町
期限内に認定 することが できない理由	
備 考	



準景観地区内における工作物の計画通知書

竹富町長 殿

住 所  
通知者 氏 名  
連絡先  
印

竹富町準景観地区条例第23条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 建設等工事主等の概要

(1) 建設等工事主

イ 氏名のフリガナ \_\_\_\_\_  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ニ 住所 \_\_\_\_\_  
ホ 電話番号 \_\_\_\_\_

(2) 設計者

イ 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ニ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ホ 所在地 \_\_\_\_\_  
ヘ 電話番号 \_\_\_\_\_

(3) 工事監理者

イ 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ニ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ホ 所在地 \_\_\_\_\_  
ヘ 電話番号 \_\_\_\_\_

(4) 工事施工者

イ 氏名 \_\_\_\_\_  
ロ 営業所名 \_\_\_\_\_ 建設業の許可 ( \_\_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号  
ハ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ニ 所在地 \_\_\_\_\_  
ホ 電話番号 \_\_\_\_\_

2 計画の内容

(1) 工作物の建設等の場所

イ 地名地番 \_\_\_\_\_ 竹富町  
ロ 重点区域の区分 \_\_\_\_\_  景観重点区域Ⅰ \_\_\_\_\_  景観重点区域Ⅱ \_\_\_\_\_

(2) 工作物の建設等の種別

新設       増築       改築       移転       外観を変更する修繕  
 外観を変更する模様替     色彩の変更

(3) 工作物の概要

イ 種類及び用途 \_\_\_\_\_  
ロ 構造 \_\_\_\_\_ 造 / \_\_\_\_\_ 一部 \_\_\_\_\_ 造  
ハ 最高の高さ \_\_\_\_\_  
ニ 長さ (幅・延長) \_\_\_\_\_ m  
ホ 築造面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(4) 工作物の形態意匠の内容

イ 表面仕上げ **【仕上 (材料・方法)】** \_\_\_\_\_  
**【色彩 (マンセル値)】** \_\_\_\_\_  
ロ 景観に配慮した内容 \_\_\_\_\_  
**【位置配置】** \_\_\_\_\_  
**【高さ】** \_\_\_\_\_ m

(5) 着手予定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(6) 完了予定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(7) その他必要な事項

(8) 備考

備考

- 1 工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 3 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。
- 4 変更申請を行う場合には、2（7）に変更の概要を記載すること。
- 5 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2（8）に記載すること。

（注） 該当する□に✓印を付けること

第 17 号様式 (第 22 条関係)

準景観地区内における工作物の建設等認定済証		
認定番号及び認定年月日	第 号	年 月 日
認定証の交付者	竹富町長	
建設等工事主の氏名		
設計者の氏名		
工事施工者の氏名		
工事現場管理者の氏名		
認定に係る行為地の地番		
認定に係るその他の事項		

準景観地区内における開発行為等の計画許可申請書

竹富町長 殿

住 所  
申請者 氏 名  
連絡先

竹富町準景観地区条例第 28 条第 1 項の規定により、下記のとおり計画の許可を申請します。

記

1 開発等工事主等の概要

(1) 開発等工事主

イ 氏名のフリガナ \_\_\_\_\_  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ニ 住所 \_\_\_\_\_  
ホ 電話番号 \_\_\_\_\_

(2) 設計者

イ 資格 \_\_\_\_\_ ( ) 建築士 ( ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 建築士事務所名 \_\_\_\_\_ ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ニ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ホ 所在地 \_\_\_\_\_  
ヘ 電話番号 \_\_\_\_\_

(3) 工事監理者

イ 資格 \_\_\_\_\_ ( ) 建築士 ( ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 建築士事務所名 \_\_\_\_\_ ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号  
ニ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ホ 所在地 \_\_\_\_\_  
ヘ 電話番号 \_\_\_\_\_

(4) 工事施工者

イ 氏名 \_\_\_\_\_  
ロ 営業所名 \_\_\_\_\_ 建設業の許可 ( \_\_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号  
ハ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ニ 所在地 \_\_\_\_\_  
ホ 電話番号 \_\_\_\_\_

2 計画の内容

(1) 開発行為等の場所

イ 地名地番 竹富町 \_\_\_\_\_  
ロ 区域区分 竹富島集落景観区域 竹富島自然・生産緑地景観区域

(2) 行為の種類

開発行為 土地の形質の変更 木竹の伐採 屋外における物件の堆積 特定照明

(3) 着手予定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(4) 完了予定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(5) その他必要な事項

(6) 備考

備考

- 1 申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 4 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前まで届けること。
- 5 変更申請を行う場合には、2（5）に変更の概要を記載すること。
- 6 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2（6）に記載すること。

※該当する□に✓印を付けること。

準景観地区内における開発行為等の計画概要書

1 計画の概要

(1) 開発行為等の場所

イ 地名地番 竹富町  
ロ 区域区分 集落景観保全地区 自然景観保全地区 農地景観形成地区  
島の玄関景観形成地区 海域景観地区

(2) 行為の種類

開発行為 土地の形質の変更 木竹の伐採 屋外における物件の堆積 特定照明

2 各行為の計画内容

(1) 開発行為

イ 目的  
ロ 開発区域面積  $m^2$   
ハ 法面及び擁壁 【最大高さ】法面  $m$  + 擁壁  $m$  =  $m$   
【長さ】  $m$   
ニ 緑化・修景  
【有無】 有 無（理由）  
【施工概要】

(2) 土地の形質の変更

イ 目的  
ロ 行為の種類 土地の開墾 土石の採取 鉱物の掘採 その他（）  
ハ 当該行為に係る部分の面積  $m^2$   
ニ 採取又は採掘の場合の対象物  
ホ 樹木伐採【有無】 無 有（樹種： 本数：）  
ヘ 緑化・修景  
【有無】 有 無（理由）  
【施工概要】

(3) 木竹の伐採

イ 目的  
ロ 伐採面積  $m^2$   
ハ 伐採対象 【樹種】 【本数】  
ニ 地目  
ホ 伐採理由

(4) 屋外における物件の堆積

イ	目的				
ロ	予定堆積物	<input type="checkbox"/> 土石	<input type="checkbox"/> 廃棄物	<input type="checkbox"/> 再生資源	<input type="checkbox"/> その他 ( )
ハ	堆積の規模	【高さ】	m	【面積】	m <sup>2</sup>
ニ	緑化・修景				
	【有無】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 (理由	)	
	【施工概要】				

(5) 特定照明

イ	目的				
ロ	行為の種類	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 移設	<input type="checkbox"/> 改設	<input type="checkbox"/> 色彩等の照明方式の変更
ハ	照明期間	日			
ニ	照明の時間帯	時	分	～	時 分
ホ	照明対象物	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 工作物		
ヘ	照明面積	m <sup>2</sup>			
ト	鉛直面照度	lx			
チ	照明器具最大光度	cd			
リ	照明対象物の表面の輝度	cd/m <sup>2</sup>			
ヌ	色温度	k			

3 計画の内容を示す図面

- (1) 付近見取図 ①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置
- (2) 現況図 (縮尺 1 / 1,000 程度) ①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域
- (3) 計画図 (縮尺 1 / 1,000 程度) ①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④行為後の土地利用計画及び緑化計画
- (4) カラー現況写真 行為の場所及びその付近の状況がわかるもの
- (5) その他参考となるべき事項を記載した図書

備考

- 1 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。この場合には、市町村が届出のあった旨を明示した上で記入すること。
- 2 開発行為等を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物の位置を明示すること。
- 3 設計図又は施行方法を明らかにする図面には、縮尺を明示すること。
- 4 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図には、縮尺、照射位置、照射方法及び照明の種類を明示すること。
- 5 その他必要な図面は、第 39 条第 1 項第 6 号の図書について記載すること。

※該当する□に✓印を付けること



第 20 号様式 (第 26 条関係)

第 年 月 日

殿

竹富町長

印

### 準景観地区内における開発行為等の計画許可証

下記のとおり申請のあった計画について、竹富町準景観地区条例第 28 条第 2 項の規定により許可します。

申請年月日	年 月 日
開発行為等の場所	竹富町
計画の概要	
備考	

第 21 号様式（第 27 条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

殿

竹富町長

印

### 準景観地区内における開発行為等の基準非適合通知書

年 月 日付で申請があった計画は、竹富町準景観地区条例第 27 条第 2 項に規定する基準に適合しないものと認めましたので、同条例第 28 条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

行為の場所	竹富町
基準に適合しない理由	
備考	

第 22 号様式（第 27 条関係）

第 年 月 号  
日

殿

竹富町長

印

### 準景観地区内における開発行為等の基準許可不能通知書

年 月 日付で申請があった計画は、竹富町準景観地区条例第 27 条第 2 項に規定する期間内に許可することができないので、同条例第 28 条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

行為の場所	竹富町
期限内に許可することができない理由	
備考	

準景観地区内における行為完了（中止）届出書

竹富町長 殿

住所  
届出者 氏名  
連絡先  
印

竹富町準景観地区条例第 30 条の規定により、下記のとおり行為が完了（中止）したことを届け出ます。

行為の場所	竹富町		
認定（許可）番号及び 認定（許可）年月日	第 号	年 月 日	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 屋外における物件の堆積 <input type="checkbox"/> 特定照明		
完了（中止）年月日	年 月 日		

- ※ 1 該当する□に✓印を付けること
- 2 添付書類：完了後又は中止後の状況を示す写真

準景観地区内における開発行為等の計画協議書

竹富町長 殿

提出者 住 所  
氏 名 印

竹富町準景観地区条例第 33 条第 2 項の規定により、下記のとおり計画を協議します。

記

1 開発等工事主等の概要

(1) 開発等工事主

イ 氏名のフリガナ \_\_\_\_\_  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ニ 住所 \_\_\_\_\_  
ホ 電話番号 \_\_\_\_\_

(2) 設計者

イ 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
ニ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ホ 所在地 \_\_\_\_\_  
へ 電話番号 \_\_\_\_\_

(3) 工事監理者

イ 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
ロ 氏名 \_\_\_\_\_  
ハ 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
ニ 郵便番号 \_\_\_\_\_  
ホ 所在地 \_\_\_\_\_  
へ 電話番号 \_\_\_\_\_

(4) 工事施工者

イ 氏名 \_\_\_\_\_  
ロ 営業所名 \_\_\_\_\_ 建設業の許可 ( \_\_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号  
ハ 郵便番号 〒 \_\_\_\_\_  
ニ 所在地 \_\_\_\_\_  
ホ 電話番号 \_\_\_\_\_

2 計画の内容

(1) 開発行為等の場所

イ 住所 竹富町 \_\_\_\_\_  
ロ 準景観地区内の区分  竹富島集落景観区域  竹富島自然・生産緑地景観区域

(2) 行為の種類

開発行為  土地の形質の変更  木竹の伐採  屋外における物件の堆積  特定照明

(3) 着手予定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(4) 完了予定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(5) その他必要な事項

(6) 備考

備考

- 1 工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 3 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前まで届けること。
- 4 変更申請を行う場合には、2 (5) に変更の概要を記載すること。
- 5 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2 (6) に記載すること。

※該当する□に✓印を付けること

第 25 号様式 (第 32 条関係)

準景観地区内における開発行為等の計画許可済証	
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
許 可 証 交 付 者	
開 発 行 為 等 工 事 主 氏 名	
設 計 者 氏 名	
工 事 施 工 者 氏 名	
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	
許 可 に 係 る そ の 他 の 事 項	

35 c m 以上

25 c m 以上

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条、第10条関係)

様式第3号 (第6条、第10条関係)

様式第4号 (第6条、第10条関係)

様式第5号 (第7条、第18条、第28条関係)

様式第6号 (第8条、第19条関係)

様式第7号 (第9条、第20条、第30条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第12条、第23条、第33条関係)

様式第11号 (第15条関係)

様式第12号 (第15条関係)

様式第13号 (第16条、第21条関係)

様式第14号 (第17条、第21条関係)

様式第15号 (第17条、第21条関係)

様式第16号 (第21条関係)

様式第17号 (第22条関係)

様式第18号 (第25条関係)

様式第19号 (第25条関係)

様式第20号 (第26条関係)

様式第21号 (第27条関係)

様式第22号 (27条関係)

様式第23号 (第29条関係)

様式第24号 (第31条関係)

様式第25号 (第32条関係)